【労務三昧 バージョンアップ内容】
Ver.4.0.2611.191

＜バージョンアップ概要＞

今回のバージョンアップは、主に令和8年分の年末調整の計算対応を行いました。

＜バージョンアップ詳細＞

〇給与/賞与手続き

1．給与/賞与作成、給与/賞与入力、給与/賞与再計算

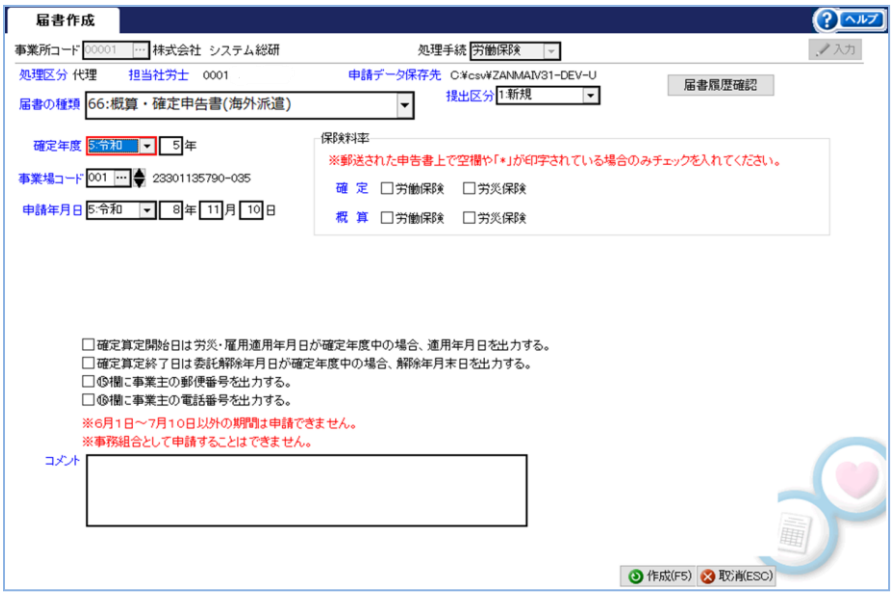
・令和9年分源泉徴収月額表に対応しました。

〇電子申請

1．届書作成

・概算・確定申告書(海外派遣)の届出に対応しました。

※実際の届出は、来年の6月以降になります。



○年末調整手続き

１．年末調整作成

・令和8年の税制改正に対応しました。

２．年末調整入力

・令和8年の税制改正に対応しました。

・12月給与リストボックスを追加しました。

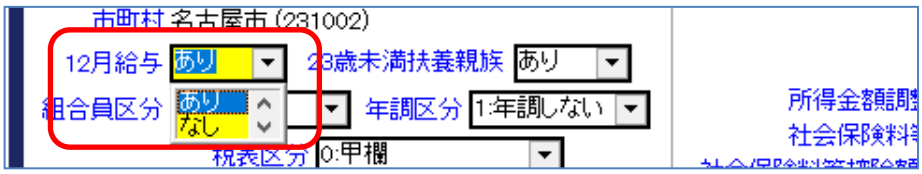
給与年調の事業所で12月給与の無い社員は、令和7年の税制で年末調整を行うための区分で初期値は「あり」です。

給与年調の事業所で12月給与の無い社員については「なし」に変更する必要があります。

12月給与が「あり」の場合、令和8年の税制によって各計算処理を行います。

12月給与が「なし」の場合、令和7年の税制によって各計算処理を行います。

＜画面イメージ＞



・23歳未満扶養親族リストボックスを追加しました。

年末調整作成時に社員の被扶養者明細に年調扶養「該当」かつ平成16年1月2日以後生まれかつ合計所得金額が62万円以下の被扶養者が登録されていれば「あり」

登録されていなければ「なし」が初期値となります。

この値により新生命保険料控除の上限額が40000円（なし）または60000円（あり）となります。

社員の被扶養者明細に該当する被扶養者を登録していない場合、「あり」に変更してください。

＜画面イメージ＞



３．年調データインポート設定

・12月給与有無、23歳未満扶養親族有無の項目を追加しました。

４．年調データインポート

・令和8年の税制改正に対応しました。

・12月給与有無、23歳未満扶養親族有無の項目を追加しました。

５．年調データインポート(Ga)

・令和8年の税制改正に対応しました。

６．年末調整計算

・令和8年の税制改正に対応しました。

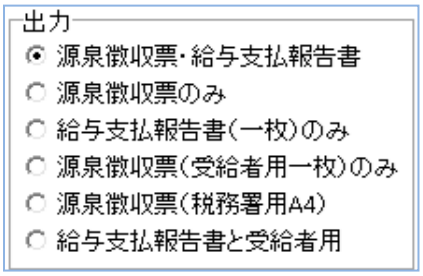
・計算対象の指定に給与体系を追加しました。初期値は全ての給与体系が選択されていますが
チェックボックスのON/OFFにより計算対象とする給与体系を指定することができます。
給与年調の事業所で給与体系によって支払日が異なる場合に、給与体系を選択することにより
まだ12月給与を作成していない社員に対して11月給与で年末調整されることを防ぐことが
できます。

７．源泉徴収票

・令和8年の税制改正に対応しました。

※市区町村に支払報告書を提出することで、税務署への源泉徴収票の提出が不要となります。
連続用紙 関東版出力時、用紙の中途就・退職欄の年に’8’が印刷されていない用紙の場合、
関東用2を指定してください。

普通用紙の出力選択を変更しました。



’左右に税務署用’を印字を廃止しました。

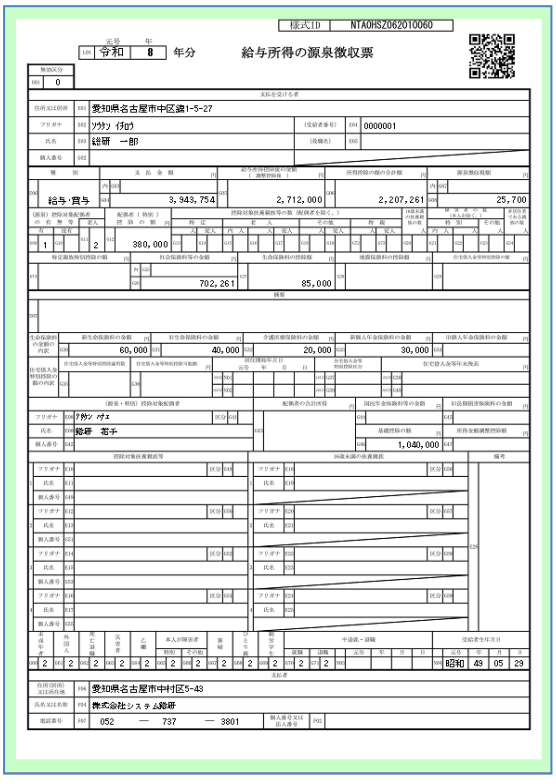
’源泉徴収票(税務署用一枚)’のみを’源泉徴収票(税務署用A4)のみ’に変更しました。
出力されるのは新レイアウトの税務署提出用の源泉徴収票になります。

’税務署用出力時、選択時に無効区分無効で印字する’チェックボックスを追加しました。
新規用紙の税務署用A4出力時のみ有効です。



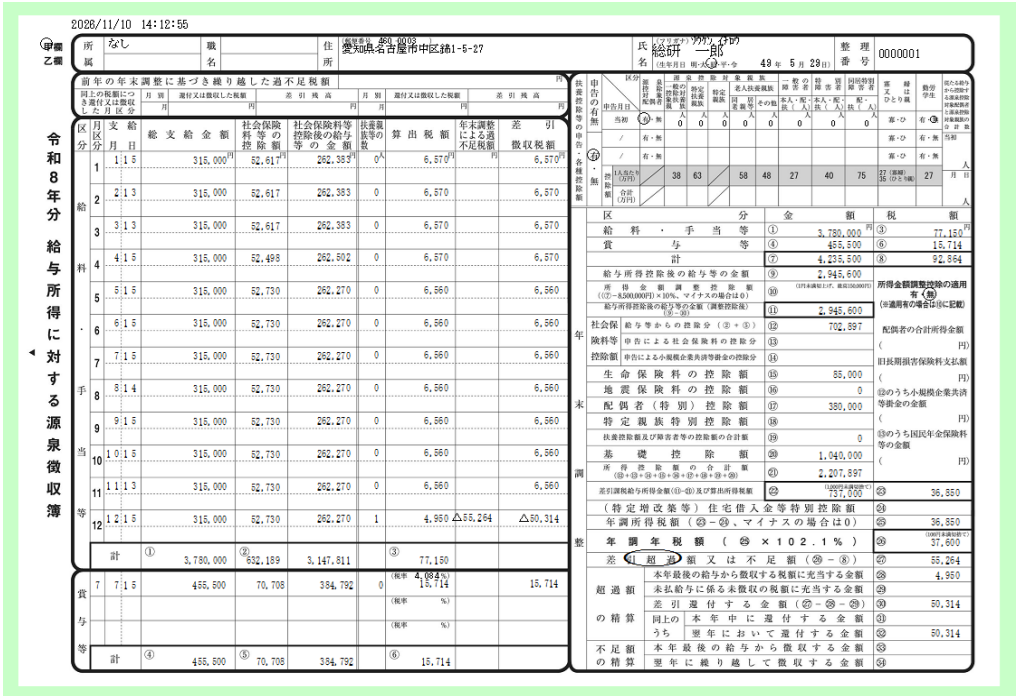


《税務署用A4》



８．源泉徴収簿

・令和8年8月の帳票レイアウト変更に対応しました。



９．源泉徴収一覧表

・12月給与有無、23歳未満扶養親族有無を印字するようにしました。

※File出力も対応しております。

＜帳票イメージ＞



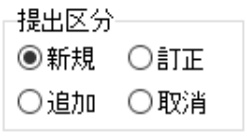
１０．法定調書合計表

・令和8年8月の帳票レイアウト変更に対応しました。

１１．ＣＳＶデータ作成

・画面に「提出区分」を追加しました。選択値に応じてＣＳＶデータの提出区分（訂正表示）に値がセットされます。

＜画面イメージ＞



・普通徴収の値を以下の判定によりセットするよう変更しました。

１．社員給与情報の普通徴収が「0:該当しない」の場合、「0」をセットする。

２．社員給与情報の普通徴収が「1:該当する」の場合、「1」をセットする。

３．社員給与情報の普通徴収が「2:自動判定」の場合、以下条件の何れかに該当すれば「1」をセット、何れも該当しなければ「0」をセットする。

- 税表区分が「乙欄」
- 給与支払額が965,000円以下
- 退社年月日が処理年1月1日から翌年5月末日まで

○労働保険手続き

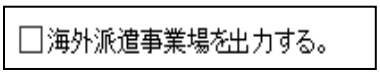
１．特定賃金入力（海外派遣）

・海外派遣特別加入の年度更新手続き用に追加しました。



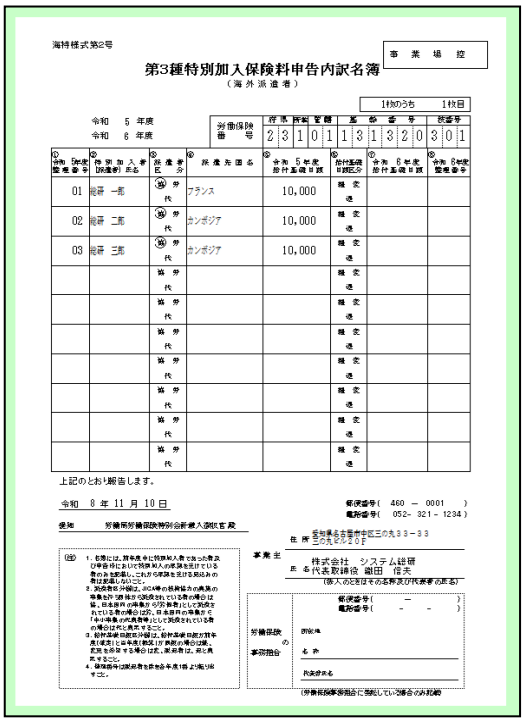
２．概算確定申告書

・海外派遣特別加入年度更新に対応しました。



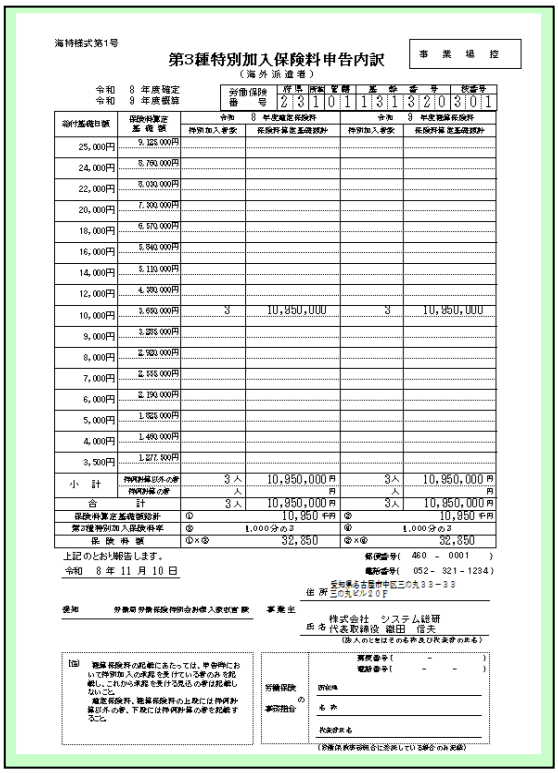
３．申告内訳名簿（海外派遣）

・海外派遣特別加入の年度更新手続き用に追加しました。



４．申告内訳（海外派遣）

・海外派遣特別加入の年度更新手続き用に追加しました。



海特様式第1号

第3種特別加入保険料申告内訳

（海外派遣者）

事業場控

令和　8 年度確定
令和　9 年度概算

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号						枝番号	
	2	3	1	0	1	1	3	1	3	0	1

算定基礎日額	保険料算定基礎額	令和8年度確定保険料 特別加入者数	令和8年度確定保険料 保険料算定基礎額	令和9年度概算保険料 特別加入者数	令和9年度概算保険料 保険料算定基礎額
25,000円	9,125,000円				
24,000円	8,760,000円				
22,000円	8,030,000円				
20,000円	7,300,000円				
18,000円	6,570,000円				
16,000円	5,840,000円				
14,000円	5,110,000円				
12,000円	4,380,000円				
10,000円	3,650,000円	3	10,950,000	3	10,950,000
9,000円	3,285,000円				
8,000円	2,920,000円				
7,000円	2,555,000円				
6,000円	2,190,000円				
5,000円	1,825,000円				
4,000円	1,460,000円				
3,500円	1,277,500円				
小計	特例対象以外の者	3人	10,950,000円	3人	10,950,000円
	特例対象の者	人	円	人	円
合計		3人	10,950,000円	3人	10,950,000円
保険料算定基礎額総計		①	10,950千円	④	10,950千円
第3種特別加入保険料率		②	1,000分の3	⑤	1,000分の3
保険料額		①×②	32,850	④×⑤	32,850

上記のとおり報告します。

令和　8 年 11 月 10 日

（郵便番号（　460 － 0001　）
電話番号（　052 － 321 － 1234　）
住所 愛知県名古屋市中区三の丸３３－３３
三の丸ビル２０Ｆ

愛知　労働局労働保険特別会計徴入歳入徴収官　殿

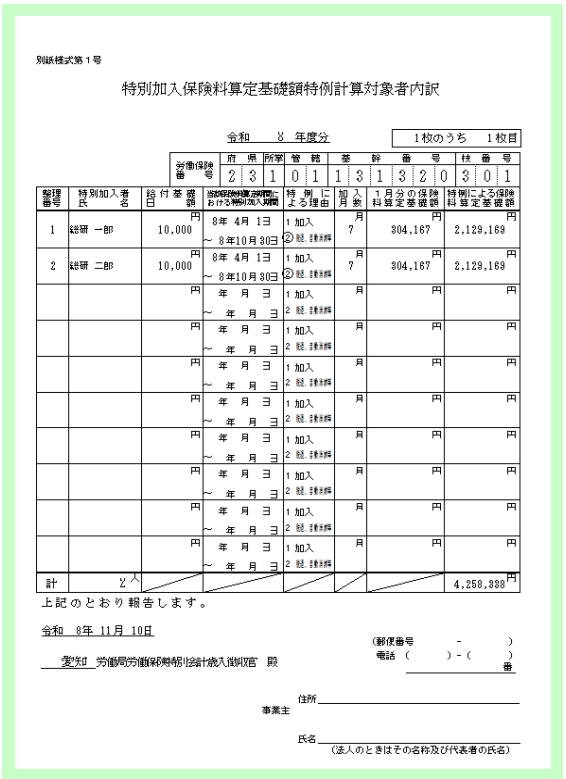
事業主
株式会社　システム総研
氏名 代表取締役　磁田　信夫
（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

（注）　雑業保険料の記載にあたっては、申告時において特別加入の承認を受けている者のみを記載し、これから承認を受ける見込の者は記載しないこと。
建設保険料、雑業保険料の上段には特例対象以外の者、下段には特例対象の者を記載すること

労働保険の事務組合
所在地
名称
代表者氏名
（労働保険事務組合に委託している場合のみ記載）

５．特別加入特計内訳（海外派遣）

・海外派遣特別加入の年度更新手続き用に追加しました。



別紙様式第１号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

令和　8 年度分　　1枚のうち　1枚目

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号						枝番号	
	2	3	1	0	1	1	3	1	3	0	1

整理番号	特別加入者氏名	給付基礎日額	当該保険年度内における特別加入期間	特例による理由	加入月数	1月分の保険料算定基礎額	特例による保険料算定基礎額
1	緋研 一郎	円 10,000	8年 4月 1日 ～ 8年10月30日	1 加入 ②駐在、出張先都合	月 7	円 304,167	円 2,129,169
2	緋研 二郎	円 10,000	8年 4月 1日 ～ 8年10月30日	1 加入 ②駐在、出張先都合	月 7	円 304,167	円 2,129,169
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	1 加入 2 駐在、出張先都合	月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	1 加入 2 駐在、出張先都合	月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	1 加入 2 駐在、出張先都合	月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	1 加入 2 駐在、出張先都合	月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	1 加入 2 駐在、出張先都合	月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	1 加入 2 駐在、出張先都合	月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	1 加入 2 駐在、出張先都合	月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	1 加入 2 駐在、出張先都合	月	円	円
計	2人						4,258,338円

上記のとおり報告します。

令和　8年 11月 10日

（郵便番号　　－　　）
電話（　　）－（　　）
番

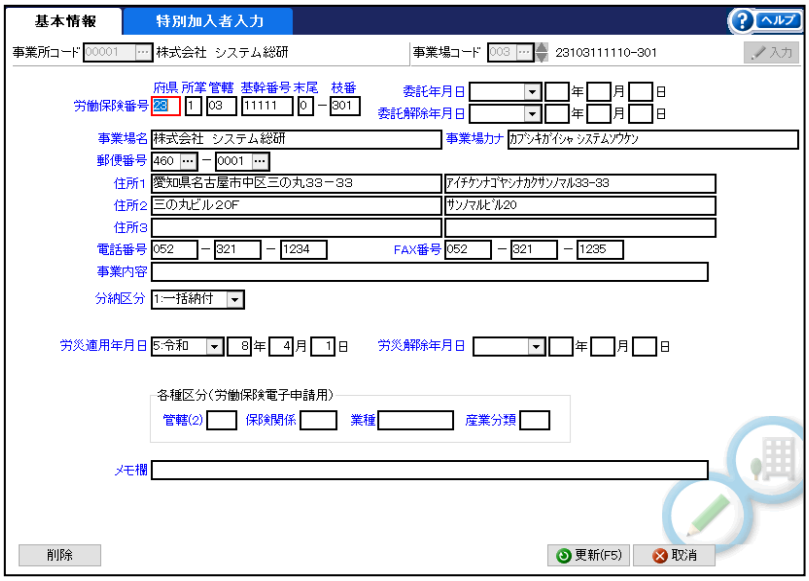
愛知　労働局労働保険特別会計徴入歳入徴収官　殿

事業主
住所
氏名
（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

○事業所

１．事業場（海外派遣）

・海外派遣特別加入の年度更新手続き用に追加しました。



○社員

１．社員基本情報

・扶養親族等の所得要件の改正に伴い、特定親族特別控除の対象となる被扶養者の合計所得金額の下限値を62万円超に変更しました。

・特定親族特別控除額欄を表示のみから入力可能に変更しました。
特定の場合に合計所得金額の下限値が改正前の58万円超となりますが
システム上、判定ができないため該当する場合は手入力で特定親族特別控除額を
入力してください。
※特定の場合については、国税庁HPに掲載されている「令和8年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の10ページを参照してください。

該非	年調扶養	氏名	再認定(健組)	資格確認書発行	合計所得金額	特親控除額	特親源控対象
	1:該当	鈴木　一郎			581000	630000	1:該当

特親控除額、特親控除対象は合計所得金額62万以下では自動計算されません。
上記特定の場合には、合計所得金額、特親控除額、特親控除対象は全て手入力してください。

２．社員給与情報

・給与タブの普通徴収に「2:自動判定」を追加しました。
この対応により、普通徴収の条件に該当する場合でも、'0:該当しない'を選択することで
特別徴収として提出できるようになりました。

○随時手続き

１．育児休暇手続き

・育休給付支給申請の印刷で、元号の表記を修正しました。

・育休給付支給申請の印刷は提出に使えないため、注記を追加しました。

